

別記様式 5

被 処 分 者	認 定 証 番 号	愛媛県公安委員会 第312号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	くじら代行
	主たる営業所が所在する市区町村	今治市
処 分 年 月 日		令和 7 年 5 月 30 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		自動車運転代行の業務の適正化に関する法律第 1 2 条に基づく損害賠償措置義務違反のため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 1 2 条及び第 2 2 条第 2 項
処分を行った都道府県		愛媛県